

林業・木材産業改善資金助成法の施行について

〔平成15年6月11日15林政企第14号〕
農林水産事務次官依命通知
最終改正

令和元年5月28日元林政政第71号

林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律（平成15年法律第52号）、林業改善資金助成法施行令及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第249号）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）及び林業・木材産業改善資金助成法第2条第1項第4号の規定に基づき農林水産大臣が指定する資金を指定する件（平成15年6月11日農林水産省告示第902号）の施行に伴い、林業改善資金助成法の施行について（昭和51年6月1日付け51林野企第44号農林事務次官依命通知）の全部が別紙1のとおり改正され、平成15年7月1日から施行されることとなったので、御了知の上、林業・木材産業改善資金制度の適正かつ円滑な運営につき御配慮をお願いする。

なお、これに伴い、次の表の左欄に掲げる通知については、同表の右欄に掲げるとおりとされたので、併せて御了知願いたい。

以上、命により通知する。

林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知）	別紙2新旧対照表のとおり一部改正
林業改善資金計画の取扱いについて（昭和51年6月1日付け51林野企第46号農林事務次官依命通知）	廃止
森林組合模範定款例等の制定について（昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知）	別紙3新旧対照表のとおり一部改正
林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について（平成8年5月24日付け8林野組第120号・労働省発職第141号農林水産事務次官・労働事務次官連名依命通知）	別紙4新旧対照表のとおり一部改正

(別紙1)

第1 趣 旨

森林の有する多面的な機能が将来にわたって持続的に発揮されるようにするためには、これに重要な役割を果たす林業の持続的かつ健全な発展とその前提となる林産物の安定的な供給・利用を図るための木材産業の健全な発展が相まって推進される必要がある。

本法律は、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として行う新たな事業部門の経営の開始等の先駆的取組に対し、都道府県がこれらに必要な無利子の中・短期の資金を融通する措置を講ずることにより、林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進すること等を目的とするものである。

第2 林業・木材産業改善資金の貸付け

1 林業・木材産業改善資金の内容

林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金（以下単に「林業・木材産業改善資金」という。）は、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金である（法第2条第1項及び林業・木材産業改善資金助成法第2条第1項第4号の規定に基づき農林水産大臣が指定する資金を指定する件（平成15年6月11日農林水産省告示第902号））。

なお、林業・木材産業改善資金の具体的内容に関し必要な留意事項は、別に林野庁長官が定めるものとする。

ア 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

イ 造林に必要な資金

ウ 立木の取得に必要な資金

エ 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金

オ 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

カ 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

キ 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対

する委託料を支払うのに必要な資金

ク 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

ケ 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金

コ 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金

サ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

シ エからサまでに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金

2 貸付対象者

(1) 林業・木材産業改善資金の貸付対象者は、次のとおりである（法第3条第1項及び林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「令」という。）第1条）。

ア 林業従事者たる個人

イ 木材産業に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。）

ウ ア又はイに掲げる者の組織する団体

エ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。）

(2) 法人格のない団体が借受主体となるためには、その団体が構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、総会、代表者、資産等に関する定めを備え、通常の関係において人格なき社団としての実体を有することが必要である。このような団体に対する貸付けを行う場合には、別に都道府県が対象となる団体の要件について定めるものとする。

3 貸付けの条件

(1) 林業・木材産業改善資金の貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあつては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあつては5,000万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ1億円）であり（林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号。以下

「規則」という。)第1条ただし書の規定により都道府県が農林水産大臣に協議をした場合には、当該協議をして定めた額)、都道府県は、貸付けの都度、この範囲内で、かつ、貸付内容に係る事業等を適正に実行するに当たり実際に要する費用の額を限度として、当該貸付けに係る貸付金額を定めるものとする。

(2) 償還期間及び据置期間は、それぞれ10年以内及び3年以内であり(法第5条及び令第4条)、都道府県は、貸付けの都度、借入希望者の経営状況、貸付対象施設等の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、当該貸付けに係る償還期間及び据置期間を定めるものとする。

また、支払の方法は、償還期間を1年以内とした貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦支払の方法によるものとするが、据置期間を設けた貸付金にあっては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により償還を行うことを原則とする。

4 担保又は保証人

借受者は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなくてはならない(法第6条)。

都道府県が借受者に対し、連帯保証人を立てさせる場合において、借受者が団体であるときは、団体の構成員のうち、当該借受けの受益者(当該受益者が特定できない場合は、団体の理事等)が団体の保証人となることが望ましい。

また、担保を提供させるに当たっては、抵当権の設定、借受者が林業・木材産業改善資金を借り受けることによって取得した物件に対する譲渡担保の設定等のうちから借受者の利便と債権管理の適正化の要請の双方を総合的に勘案し、適当な方法を選択するものとする。

なお、担保又は保証人の運用基準については、別に都道府県が定めるものとする。

さらに、法第6条の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることを要しない者は、令第5条に定められているとおりであるが、同条第1号に掲げる者はいわゆる都道府県造林公社をいうものであり、また、同条第2号の「農林水産大臣が定めるもの」は、造林の事業を行う市町村、財産区又は地方公共団体の一部事務組合(以下「公有林経営市町村等」という。)とされた。

5 貸付資格の認定

(1) 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、これを、個人にあっては氏名及び住所、会社その他の団体にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書に添付して都道府県知事に提出し、貸付資格の認定を受けなければならない(法第7条第1項及び規則第2条)。

(2) 林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事項は、次のとおりである(法第

7条第2項)。

ア 林業・木材産業改善措置の目標

イ 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

ウ 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

(3) 都道府県知事は、林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期がアからカまでに掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、(1)の申請者（その者が団体である場合は、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。なお、当該認定に関し必要な留意事項は、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

ア 新たな林業部門の経営の開始（従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）

イ 新たな木材産業部門の経営の開始（従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。）

ウ 林産物の新たな生産方式の導入（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。）

エ 林産物の新たな販売方式の導入（従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。）

オ 林業労働に係る安全衛生施設の導入（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。）

カ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。）

6 期限前償還

資金の貸付内容に係る事業等が貸付けの趣旨に即して適正に実行されること及び貸付金の償還が計画どおりに着実に実行されることを担保する措置の一つとして、貸付金の目的外使用等の場合には、都道府県は借受者の利益を失わせ、期限前償還を請求できることとしている（法第9条）。

7 支払の猶予

(1) 借受者の償還能力に不測の変動が生じた場合には、都道府県は、償還金の支払を猶予することができる（法第10条）。この都道府県が支払の猶予をなしうるやむを得ない理由は、災害のほか、一般的に借受者の償還能力に影響を及ぼす度合いの強いとみら

れる借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷である（令第6条）。災害には、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜及び降ひょうのほか、火災及び盗難等も含まれる。

なお、この支払猶予の理由に該当する場合であっても、貸付金の償還が著しく困難であると認められないときは、支払猶予を行わないことはいうまでもない。

(2) 支払猶予の申請は、借受者が支払猶予申請書に都道府県の指定する証明書を添え、借受先に提出して行うものとする。

8 違約金

貸付金の確実な償還を担保するため、償還の履行遅滞に対する損害賠償の意味のほか、契約違反に対する制裁の意味をも含めて、違約金の規定を設けている（法第11条）。

第3 融資機関による貸付け

1 林業・木材産業改善資金の貸付けを行う融資機関

林業・木材産業改善資金については、都道府県から直接貸し付けられるもののほか、次に掲げる者（以下「融資機関」という。）からも貸付けが行われる（法第3条第2項並びに令第2条及び第3条）。

ア 農林中央金庫

イ 森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して融資機関として適正な債権の管理を行うことができるものとして、農林水産大臣が指定するもの

ウ 森林組合法第101条第1項第3号の事業を行う森林組合連合会

エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第1項第2号の事業を行う事業協同組合で財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して融資機関として適正な債権の管理を行うことができるものとして、農林水産大臣が指定するもの

オ 中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号の事業を行う協同組合連合会

カ 銀行

キ 信用金庫

ク 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

ケ 信用協同組合

2 融資機関が行う林業・木材産業改善資金の貸付けの条件等

融資機関が行う林業・木材産業改善資金の貸付けの条件等（貸付金の限度額、貸付金

の利率、償還期間及び据置期間、期限前償還、支払の猶予並びに違約金)は、都道府県から直接貸し付けられる場合と同じであり、また、同様に都道府県知事から貸付資格の認定を受けなければならない(法第12条第2項)。

3 独立行政法人農林漁業信用基金による債務の保証

独立行政法人農林漁業信用基金は、独立行政法人農林漁業信用基金に出資している次に掲げる者(その者がイに掲げる者である場合は、その直接の構成員となっているアに掲げる者を含む。)が林業・木材産業改善資金を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができる(法第17条及び令第13条)。なお、林業を営む者及び木材製造業を営む者については、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第13条の規定に基づき債務を保証することができる。

ア 木材卸売業又は木材市場業を営む者で次に掲げるもの

(ア)資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社若しくは個人

(イ)森林組合又は森林組合連合会

イ アに掲げる者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合

4 都道府県の融資機関への貸付け

(1) 都道府県が法第3条第2項の規定により融資機関に貸し付ける資金(以下「都道府県貸付金」という。)は無利子とされ、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は次のとおりである(法第12条第1項及び令第7条第1項)。

ア 償還期間は、16年(4年以内の据置期間を含む。)以内とすること。

イ 融資機関は、都道府県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならないものとする。

ウ 融資機関は、都道府県知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認められる場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めるときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

(2) また、融資機関が法の定めるところにより償還金の支払を猶予したときの都道府県貸付金に係る償還金の履行期限については、融資機関に不測の負担を負わせることのないよう、その延長ができるようにしている(令第7条第2項)。

第4 貸付けの手続

1 都道府県による貸付け

(1) 都道府県から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格の認定申請書と併せて貸付申請書を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) 都道府県は、貸付資格の認定の審査と貸付けの審査を一体的に行い、その結果を申請者に通知するものとする。

2 融資機関による貸付け

- (1) 融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格の認定申請書を都道府県知事に、貸付申請書を融資機関に提出するものとする。この場合、都道府県知事あての貸付資格の認定申請書には、融資機関に提出した貸付申請書の写しを添付するものとする。
- (2) 都道府県は、貸付資格の認定をしたときは、当該認定に係る者が林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関（(3)において単に「融資機関」という。）にその旨を通知するものとする。
- (3) 都道府県は、融資機関から(2)の通知に係る都道府県貸付金の貸付申請があったときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当と認めたときは、都道府県貸付金を当該融資機関に貸し付けるものとする。

第5 特別会計の設置及び運営

- (1) 都道府県が法第3条第1項及び第2項の事業を行う場合には、他の一般の歳入歳出と区分するため、当該事業の経理は、特別会計を設けて行わなければならない（法第13条）。
- (2) この特別会計の設置は、法第13条第1項において義務付けられ、その根拠が与えられているので、都道府県の条例の制定を要しない。
- (3) 特別会計の歳入歳出の経理は、貸付勘定及び業務勘定に区分して行うこととされている（令第8条）が、各勘定において経理すべき歳入歳出の内容は別表のとおりとする。なお、この勘定区分より細かな区分を定めることを妨げない。
- (4) 特別会計に属する資金の預託に係る利子収入（以下「運用益」という。）は、同特別会計の業務勘定で経理するものとし、次の事項に留意されたい。
- ア 貸付勘定へ繰り入れる場合、その後再び業務勘定への繰戻しは行わないこと。
- イ 貸付勘定へ繰出しは、前年度までに発生した運用益をもって充て、その額は万円単位で行うこと。なお、1万円未満の端数は、当年度に発生した運用益とともに業務勘定で保留し次年度へ繰り越すものとする。
- ウ 運用益は、資金造成に当たっての国庫補助の対応都道府県費として使用しないこと。
- (5) このほか特別会計の設置及び運営に関し必要な留意事項は、別に林野庁長官が定めるものとする。

第6 事務の委託

(1) 都道府県は、貸付事業に係る事務の一部を森林組合法第101条第1項第3号の資金の貸付けの事業を行う都道府県森林組合連合会（以下「県森連」という。）、森林組合法第9条第2項第1号の資金の貸付けの事業を行う森林組合、中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号の資金の貸付けの事業を行う協同組合連合会で林業従事者等の組織するものとして林業従事者等がその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）の過半を占める都道府県木材協同組合連合会（以下「県木協連」という。）又は同法第9条の2第1項第2号の資金の貸付けの事業を行う事業協同組合で林業従事者等の組織するものとして林業従事者等がその構成員の過半を占め、かつ、都道府県の区域をその地区とする木材協同組合に委託することができる（法第14条並びに令第9条及び第10条）。

この委託事務の内容は、法第3条第1項及び第2項の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務である（令第9条）が、都道府県と県森連又は県木協連との間の委託契約においてその内容を定めるものとして委託契約の内容を定めるものとする。なお、事務の委託に関し必要な留意事項は、別に林野庁長官が定めるものとする。

(2) 都道府県から事務委託を受けた(1)の県森連又は県木協連は、自己の責任において、それぞれ、その構成員となっている森林組合法第9条第2項第1号の資金の貸付事業を行う森林組合又は中小企業等協同組合法第9条の2第1項第2号の資金の貸付事業を行う木材協同組合に再委託することができる。ただし、法第3条第2項の貸付けに係る債権についての再委託については、当該債権に係る融資機関である森林組合又は木材協同組合には再委託することができない。

(3) (1)及び(2)により委託又は再委託できる事務には金銭の出納に関する事務は含まれないが、資金の交付及び償還金の受領等の公金の取扱いに関する事務は、都道府県における公金の取扱いに関する一般の原則に従い、それぞれ、事務の委託又は再委託の相手方に対して取り扱わせるものとする。

第7 国の助成

(1) 都道府県が法第3条第1項及び第2項の事業を行う場合には、政府は、毎年度予算の範囲内においてこれに要する資金の一部を都道府県に対して補助することとなるが（法第3条第1項及び第2項）、この事業は、貸付けの事業であるので、この事業を継続するのに必要かつ適当な資金が都道府県に造成された後は資金が自己回転することを前提とするものである（法第3条第1項ただし書）。

(2) この政府が交付する補助金の額は、原則として都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の2倍に相当する額であり、したがって、補助率は3分の2となるが、都道府県間で国庫補助金の額に著しい不均衡が生ずるような場合には、一定の限度までの補助にとどめることとされている（法第15条）。

第8 納付金の納付

- (1) 都道府県は、法第3条第1項及び第2項の事業の全部を廃止した場合には、納付金を政府に納付しなければならない（法第16条）。
- (2) 法第3条第1項及び第2項の事業の全部を廃止した場合における法第16条の規定による納付金のうち、廃止の際における林業・木材産業改善資金の貸付け及び都道府県貸付金に係る資金（以下「貸付金等」という。）の未貸付額に係るものはその廃止の日から起算して3月以内に、廃止後において支払を受けた貸付金等の償還金に係るものはその支払を受けた償還金の歳入の所属年度の翌年度の8月31日までに政府に納付しなければならない（令第11条）。
- (3) 法第16条に規定する納付金を令第11条に規定する期限までに完納しなかった場合は、当該期限の翌日から完納の日までの間、未納付額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を政府に納付しなければならない（令第12条）。

第9 林業・木材産業改善資金貸付計画の策定等

1 林業・木材産業改善資金貸付事業計画

- (1) 都道府県は、法第3条第1項及び第2項の貸付事業（以下「貸付事業」という。）を行うに当たっては、毎年度あらかじめ農林水産大臣に林業・木材産業改善資金についての事業計画を内容とする林業・木材産業改善資金貸付事業計画承認申請書（以下「計画承認申請書」という。）を提出し、その承認を受けて林業・木材産業改善資金の貸付事業計画を定めるものとする。

なお、都道府県は、計画承認申請書の提出に際し、第10の(1)により作成する貸付規程等を添付するものとする。また、貸付規程等を変更しようとする場合において、やむを得ない事情により当該変更の事務が完了していないときは、その変更予定事項に遅延理由を付して計画承認申請書に添付するものとし、速やかに、改めて変更後の貸付規程等を提出するものとする。

- (2) (1)により農林水産大臣の承認を受けて定めた貸付事業計画（以下「承認計画」という。）を変更する場合において、当該変更に伴い国庫補助金の申請額の変更があるときは、(1)の規定を準用する。
- (3) 計画承認申請書の様式は、別に林野庁長官が定めるところによるものとする。

2 実績報告

- (1) 都道府県は、承認計画に基づき行った貸付事業の実績報告書を毎年度農林水産大臣に提出しなければならない。
- (2) 実績報告書の様式及び提出時期は、別に林野庁長官が定めるところによるものとする。

第10 その他

- (1) 都道府県において貸付事業を行うためには、法、令、規則等に定めるもののほか、なお具体的に林業・木材産業改善資金の資金内容、償還期間、借受資格、貸付けの手続及び貸付決定の具体的基準等を定める必要があることから、別に林野庁長官が定める参考例に準じて、当該都道府県の貸付規程等を定めるものとする。
- (2) 本資金の資金造成に係る都道府県負担分、貸付事業に係る事務費の都道府県負担分及び本資金担当職員の給与費は地方交付税に算入することとして単位費用算定基礎に計上されているので、念のため申し添える。

別表 (第5の(3)関係)

特別会計の歳入歳出の経理

1. 貸付勘定

歳 入		歳 出	
1	一般会計受入金	1	貸付金
2	国庫受入金	2	予備費 (決算上剰余金)
3	貸付金償還金		
	償還金		
	期限前償還金		
4	業務勘定より受入れ		
5	前年度繰越金		
	計		計

2. 業務勘定

歳 入		歳 出	
1	事務費充当金	1	管理指導費
	一般会計受入れ	2	事務委託手数料
2	資金預託による利子収入	3	貸付勘定への繰入れ
3	違約金収入	4	雑費
4	雑収入	5	予備費 (決算上剰余金)
5	前年度繰越金		
	計		計

貸借対照表

資 産 の 部		資 本 の 部	
(貸付勘定)		(貸付勘定)	
1	現金	1	一般会計受入金
2	預金	2	国庫受入金
3	貸付金	3	業務勘定より受入金
	翌年度以降に回収すべき貸付金		
	当年度以前に回収すべき貸付金		
	計		計
(業務勘定)		(業務勘定)	
1	現金	1	前年度繰越利益
2	預金	2	当年度利益
	計		(当年度損失) 計

損益計算書

収 益 の 部		費 用 の 部	
1	事務費充当金	1	管理指導費
	一般会計受入れ	2	事務委託手数料
2	資金預託による利子収入	3	貸付勘定への繰入れ
3	違約金収入	4	雑費
4	雑収入		
	収益計		費用計
			当年度利益 (損失)

(注)いずれも、融資機関に対する貸付けに関するものは、() 書内数で処理すること。